

「令和6年能登半島地震」による被災者への特別支援措置について

令和6年1月に発生しました能登半島地震で被災されたすべての方々に心よりお見舞申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

本学では災害救助法適用地域世帯を対象に授業料の減免の実施を決定いたしましたので、対象となる方は下記により申請ください。

● 対象者

令和6年能登半島地震の災害救助法適用地域世帯の在学学生で、公的機関が発行する被災状況に関する証明書（**家屋の全壊または半壊**）を提出できる方とします。災害救助法適用地域は、以下の URL を参照してください。https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

なお、同一年度内に千葉工業大学経済的支援奨学金または千葉工業大学家計急変奨学金を受けていない学生に限ります。

また、受付期間後に「災害救助法適用地域」が拡大するような場合は、適宜申請を受け付け対応する予定です。

● 支援内容

授業料の減免

- ・ 学費支弁者（保証人）の死亡、帰省先または自宅の全壊：
令和6年度授業料（諸会費を含む）の全額を免除します。
- ・ 帰省先または自宅の半壊：
令和6年度授業料（諸会費を含む）の半額を免除します。

【令和6年度授業料納入状況と免除別による振替または返金】

令和6年度授業料納入状況	未納の方	前後期納入済の方	前期納入済で後期末納の方
全額免除の方の場合	前後期分に振替	前後期分を返金	前期分を返金、後期分に振替
半額免除の方の場合	前期分に振替	後期分を返金	後期分に振替

● 申請方法

特別支援措置を申請する場合は、受付期間内に申請書および下記の証明書を添付のうえ提出してください。なお、申請書は千葉工業大学ホームページ又は CIT ポータルよりプリントアウトもしくは津田沼学生担当または新習志野学生担当窓口で受け取ってください。

<提出書類>

- ① 特別支援措置申請書
- ② 公的機関が発行する被災状況に関する証明書（コピー可）
- ③ 収入を証明する書類（コピー可）
- ※家計支持者の収入が841万円以上の方は①から④をすべてご提出ください**
- ④ 家屋修繕にかかった費用の証明書もしくは家屋修繕にかかる見積書（コピー可）

● 選考方法

提出書類により被災状況や現在の家庭状況を確認し、決定いたします。

なお、家計状況や学修状況によっては学生と面談をする場合があります。

● 受付期間及び提出先（問い合わせ）

受付期間：令和6年4月5日（金曜日）から7月31日（水曜日）

なお、受付期間までに証明書の提出が困難な場合でも対応いたしますので、下記窓口へご相談ください
教学センター津田沼学生担当（047-478-0230）または教学センター新習志野学生担当（047-454-9756）
9時～17時（休日を除く月曜日～金曜日）9時～12時（休日を除く土曜日）

以上